

(1 番 堀江洋子 議員)

○議長(大西慶治君) 次に、通告順7番 堀江洋子議員の一般質問を行いますので、堀江洋子議員は質問席へ移動してください。

それでは、通告順7番 堀江洋子議員の発言を許可します。

堀江洋子議員。

○1番(堀江洋子君) 日本共産党の堀江洋子でございます。

まず一点目に、配食サービス事業についてお伺いをいたします。大台町過疎地域自立促進計画、平成22年度から平成27年度の66ページにおきまして、5高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進ということで、現況と問題点が書かれております。①として高齢者福祉として、その問題点としてB高齢者世帯が増加し通院や買い物などの外出支援、食生活を維持していくためのサービスが不足している。そして69ページには、②その対策として高齢者へのタクシー券の発行やデマンドタクシー、町民バス利用等の利便性の向上に向けて検討するとともに、配食サービスについて大台町全域にサービスが行き渡る配食システムの構築を検討しますと、配食サービス事業についての記述がされております。

また大台町過疎地域自立促進計画参考資料の8ページにおきましては、自立促進特別事業として、配食サービス事業といたしまして、概算事業費2400万円、平成25年度からの事業計画となっております。また平成22年第3回定例会において、私は質疑をこの配食サービスについて質疑をいたしました。その質問の内容というのは社会福祉協議会での配食サービスは今後も続けていくのかといった点と、それから平成25年度からの事業計画となっておりますが、25年度からでいいのかという観点からお伺いをいたしました。

担当課長の答弁におきましては、社協がやっております給食配食サービス、これは継続してやっていきます。それから民間がやっていた配食サービスは、平成25年度からでいいのかということなんですけれども、これも非常に難し

いろいろな問題がたくさんあります。その民間がやっていたのは配食ができないということですので、つくことは多分やってもらえるんじゃないかということの中で、その辺のところはまだ調整はしてないんですけども、もしそういうことであれば年度はちょっと早めてできるのかなということは考えられます。またそのいつかということはないんですけども、早めることはできるんじゃないかなという気もしておりますし、調整はしてないんですけどね、後その25年度からというその配食サービス、これはほかの町村なんかでも、これはちょっとやっていなくて、非常に難しい問題もいっぱいあるようなことがありましたので、ちょっとこれが未定なんですけれども、そういったところも考えながら、平成25年度ということで計画を上げさせていただきましたという一回目の答弁でございました。

再度、私二回目も質問もいたしまして、二度目の課長の答弁でもですね、同じような中身でございまして、難しい問題があるということなんですけれども、これは確かに自治体が役場が実際にどうしていくかということになると、民間に委託すれば一番いいのかなと思ったりもするんですけども、例えば配食するための車はどうするんであるとか、いろいろな問題が出てくるということも聞きました。そんな中でそういったことの調整なんかもしながらということでしたので、平成25年度までに調整をして、それぐらいからできればいいかなというふうに思っておりますし、また民間の業者なんですけれども、問い合わせはしたんですけども、明確な回答はまた今後検討させてくださいということでしたので、町民福祉課としましては確かに食生活のことなんかもありますので、早くやっていきたいというようなことは、当然思っておりますので、この辺のところはもう一度再度調整をして、1年でも2年でも早くできるものであればそのサービスをやっていきたいと、そんなふうに思っておりますという答弁でございました。この質問から時間もたっておりますので、この配食サービス事業についてですね、実施に向けての取り組み状況についてお伺いをい

たします。

○議長（大西慶治君） 町長。

○町長（尾上武義君） それでは配食サービスについてお答えをいたします。

高齢者が健康でいきいきと暮らすためには、日々バランスの取れた食生活を送ることは大変重要でございます。しかしながら、高齢者の方にとってバランスの良い食事をつくることは非常に大変なことでもありまして、こうしたことから全国的にも配食サービスに取り組む自治体や民間事業者が増えてきております。町における配食サービスの現状は社会福祉協議会が80歳以上の高齢者のうち希望者に対し大台地域については月二回、宮川地域については月四回を民生委員や配食ボランティアの方々のご協力をいただき、1食100円でサービスを行っております。

また、町内の福祉施設は平成21年度まで大台地域全域の65歳以上の独居の方を対象に、日曜日を除いてサービスを行っておりましたが、平成22年度からは採算性が取れないことから、日進地域のみ限定してサービスを行っております。こうした配食サービスの現状を踏まえ、町における配食サービスのあり方について、大台共生園、社会福祉協議会、包括支援センターと協議・検討を始めたところでございます。なお、町が福祉施策の一つとして行う配食サービスは、身体的、精神的機能の低下により食事の確保をすることが困難な高齢者に給食の提供をし、安否の確認及び栄養改善を促し健康を保持するという配食サービスの目的に沿った適切なサービスの展開ができるよう配慮しつつ取り組んでいきたいと考えているところでございます。

また配食の具体的な回数等ですが、今申し上げましたように、適切なサービスの内容は今後の検討課題としておりますが、毎日の給食を希望される方については、事業者と希望される方との調整が、町がしていくことなども視野にいれながら検討していきたいと思っております。

現時点では具体的なことは申し上げられませんが、今後さらに検討を重ねな

がら進捗状況にもよりますが、平成24年度中には一定の方向性を見だし、平成25年度にはサービスが展開できるよう取り組んでまいりたいと考えているところでございます。ご理解をお願いしまして答弁とさせていただきます。

○議長（大西慶治君） 堀江洋子議員。

○1番（堀江洋子君） 検討を重ねていかれると思います。私、社会福祉協議会の理事をさせてもらっておりまして、先日の理事会におきましてもこの配食サービスのことで、議会で一般質問もさせていただきますということで、お話をさせていただきました。やはり利用されている方は、大変喜んでいらっしゃいますし、民生委員の方やボランティアの方などが、本当に協力していただい
てつくっていただいているということで、大台の社協の局長が献立も考え、仕入れも考えということでつくっていただいているということで、利用されている方の中には、温かいものも食べたいなとか、そういう要望もあるそうです。高齢者の方はどんどん増えてきますから、そういった要望はもっと多くなってくると私も思っております。

社協でいま配食サービスを実施しておりますけれども、これは大台町の社協のお弁当の上にこういうに包み紙というか、上に置く紙なんですけれども、絵手紙を書かれてこのお弁当は赤い羽共同募金などを財源にしてつくられていますということで、宮川も同じようにこういうふうにしぎり絵の、これはちょっと小さいですけれども、しぎり絵をプリントしたものをお弁当の上に重ねてということで、大変献立もいろいろ考えられて実施をされております。

食べることは本当に必要なことで、なぜ私がこの質問をしたかと言いますと、地元の民生委員さんそして区長さんからのお話がございまして、どんどんこれから高齢者が増えてくると、身近に食事をされてない方がみえて、大変な思いをご本人もされましたし、民生委員さんも区長もされたということで、配食サービスぜひとも早くやってほしいということを伺いました。そういう点からもいろいろな事業者との関係もあるかと思うんですけれども、そういったえっ

いう、思わず見過ごしてしまったら大変なことになるような状況になることもあると思うんです、特に一人暮らしの方、高齢者の夫婦でお住まいの方というのは、見守り体制とか、このお弁当一つ届けるにあたって、そういう見守りで見守っていただいて、具合が悪くないかなとか、そういうことも十分把握もできていくと思うんです。ぜひとも24年度中に検討されて、25年度にサービスが展開されるということで、なくなってこの計画が後ろ向きではないということだとは思いますが、先ほどの町長の答弁を聞いていますと、具体的に何がどうなるということが、余り感じとれませんでした。

ボランティアの方の協力等も大変に必要になってくると思いますけれども、やはり行政が責任感を持って、こういった食生活を守っていく、暮らしを守っていくという立場に立てば、お任せをしますという状況ではなくて、自治体としての責任を持って事業を展開していただきたいと思います。その点についても伺いをいたしたいと思います。

○議長（大西慶治君） 町長。

○町長（尾上武義君） この事業を実施していく上で、やはり毎日というようなケースも、これは当然出てくるんじゃないかなと思います。そうなった時の仕組みなりシステムをですね、どのようにしていくのかというふうなことになってくるわけでもございますが、今も各地でもみじ館等でもやってもらっておりますけれども、いろいろな形で高齢者のその支援というものがあるわけでもございますが、そういったものを一元的に把握もしながらですね、その献立のこと、そしてまた仕入れのこと、そして経費のこと、その体制のこと、いろんなこと等で整理をしていかねばならないというようなことでもございます。そういったようなものを、24年度中に一定の方向性を見いだすというようなことで申し上げたわけでもございますが、これは最前、昨年第3回の定例会でも申し上げられたということでもございますし、そういうようなところから必要性は認めておる中で、この過疎計画にも載っておるわけでもございますので、それに

合わせるというんか、検討だけは早いめ早いめに進めながら、前倒しでできるようなところがあるんでしたら、そのようにやっていけばいいわけでございまして、もう一つひとつ整備に取りかかっていけというふうな形でいければ、案外早くできているのではないかなというふうに思っております。

そういうことで、25年度からの実施の予定なんやということで、その予定年度に合わせて業務をしていくのではなしに、こういうものが早くできれば、それにこしたことはありませんので、順次サバイバル的に問題点というのを整理しながら対応していくということが必要ではないかなと思っております。そういうことで取り急ぎですね、対応を図っていききたいなど、こう思っておりますので、その点ご了解いただきたいと思えます。

○議長（大西慶治君） 堀江洋子議員。

○1番（堀江洋子君） 2点目の成年後見制度についてお伺いをいたします。

成年後見制度はある人の判断能力が不十分な場合に、本人を法律的に保護し、支えるための制度です。改正前の民法では禁治産者、準禁治産者の制度がありましたが、保護の必要性は多種多様だが、本人へのその効果が定型的に規定されており必要に応じた弾力的な措置を取ることができない。対象者が比較的重い精神上的の障害がある人の場合に限定されていることから、軽度の認知症の人は対象にならず、高度な判断を必要とする取引などで不利益を受ける恐れがある禁治産、準禁治産の宣告がされると、その事項が戸籍に記載されることから制度利用に抵抗感がある。保護者としての後見人、補佐人は夫婦の場合は必ず配偶者であり、人数も必ず一人と限定され、そのため配偶者が高齢の場合や複数の後見人が必要な場合には、保護体制が十分とは言えないなどと、こういった問題点が指摘をされてきました。

こうした指摘を踏まえて民法改正法案など成年後見制度の関連4法案が国会で可決成立し、平成12年4月1日に施行されました。後見制度改正の理念は、高齢化社会への対応及び知的障がい者、精神障がい者等の福祉の充実の観点か

ら自己決定の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーション等の新しい理念と従来の本人の保護の理念との調和を旨として、柔軟かつ弾力的な利用しやすい制度を構築するとされております。

こういったことからお伺いをいたしますが、まず1点目に、実際にどのような人が対象となり、どのような権利が保護されるのかお伺いをいたします。

また2点目に、制度を利用する手続き、必要についてお伺いをいたします。

3点目に、成年後見制度利用支援事業を実施をしている県内の市町数についてお伺いをいたします。

4点目に、身寄りがいないなどの理由で、裁判所に申し立てをする人がいない人のため、市町村長に申立権が付与されました。香川県高松市では身寄りがいなく親族等による法定後見の審判が期待できず、費用負担もできない人について、市長が法定後見制度の申し立てを行い、後見人等の報酬を負担する成年後見制度利用支援事業を実施いたしております。

お隣の多気町においても成年後見制度利用支援事業に関する規則が制定され、平成23年度予算でもこの事業に関する予算が、予算化をされました。町においても援助を必要とされる方々を支援する成年後見制度利用支援事業の実施を求めるものでございます。

○議長（大西慶治君） 町長。

○町長（尾上武義君） それでは、成年後見制度についてお答えをいたします。

1点目の実際にどのような人が対象となって、どのような権利が保護されるのかということですが、成年後見制度には任意後見制度と法定後見制度の二つの種類がございます。任意後見制度は本人に十分な判断能力があるうちに、将来判断能力が不十分となった場合に備えて、予めみずから選んだ代理人、任意後見人に自分の生活、療養看護や財産管理等に関する事務について代理権を与える契約、任意後見契約とっておりますが、この契約を公証人の作成する公正証書によって結んでおくという制度でございます。

一方法定後見制度は認知症、知的障害、精神障害などにより、物事を判断する能力が十分でない方について、家庭裁判所の審判により本人の権利を守る援助者、成年後見人等でございますが、この援助者を選ぶことで本人を法律的に支援する制度でございます。

実際にどのような人が対象となるのかということでございますが、任意後見では先ほどお答えさせていただきましたように、判断能力が十分ある方が対象となりますが、法定後見では本人の判断能力に応じて後見・補佐・補助の3種類に分かれてまいります。そのうち後見の対象者は物事を決めることが難しく、誰かに代わってやってもらう必要がある人、家族の名前や自分の居場所など、ごく日常的な事柄がわからなくなっている人。また意識不明の状態の人など、いわゆる判断能力がほとんどない人であります。

補佐の対象は、日々の買い物はできますが、複雑な預貯金の管理や不動産の処理などを自分でできないなどで、認知症等が進んで判断能力が著しく不十分な人、申立時に代理人が手続きをする場合、本人の同意が必要でございますが、こういう不十分な人。補助の対象者は財産等の管理は自分でできるかもしれませんが、心配などで誰かに代わりにやってもらったほうがよい人、自分では危なくて不安と思われる人などで、判断能力が不十分な人であります。

またどのような権利が保護されるのかということでございますが、財産の管理や介護契約などの各種手続きや契約などの法律行為を行う権利、本人が同意を得ないで行った不利益な法律行為を、必要に応じて取り消すことができる権利などがございます。

2点目の制度を利用する手続き、費用でございますが、この制度を利用するには本人の住所地を管轄する家庭裁判所に文書により申立を行います。申立を行うことができる方は本人、配偶者、四親等内の親族などに限られますが、市町村長が行うこともできます。費用は概算ですが、申立手数料1件につき800円、補佐や補助において代理権や同意権を付与する場合は、1件について8

00円を追加されます。それから登記印紙代2600円、郵送料約3200円、計6600円と、本人の判断能力の医師による鑑定料に約3万円から10万円程度、後見人の報酬が月額で3000円から1万円程度必要となります。1件当たり合計で22万6000円程度必要になりますが、状況により変動はするわけでありませう。

3点目の成年後見制度利用支援事業を実施している県内の市町数についてでございますが、平成22年度末で県内29市町のうち26市町が実施をしております。したがって未実施については、大台町、大紀町、朝日町、この3町でございます。

4点目の成年後見制度利用支援事業の実施について、お答えをいたします。大台町の高齢化率は平成23年5月末で35.4%となっておりまして、高齢化が急速に進んできております。こうした中で認知症等の発症により、自分で判断ができなくなるケースが増えてくること懸念されます。さらにそのような方の中にはまったく身寄りのない場合もございます。町としましても、そのような方の財産などの権利を保護、支援していくことは今後の高齢者福祉の充実のために必要な施策であると考えまして、成年後見制度を利用した支援について早急に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしまして答弁といたします。

○議長（大西慶治君） 堀江洋子議員。

○1番（堀江洋子君） 高齢化率もどんどん上がってくるということで、35.4%、実施に向けて努力をしていただくという答弁をいただきました。3町だけが残されていたということでもありますけれども、悪質な商法の問題で、深刻な問題もありますし、もちろんその高齢者を保護するという目的もあり、先ほど町長も言われましたけれども、判断能力がだんだん低下をされて不十分でなくなっていくということで、私はやはりそういった方を支援していく、利用しやすいものにしていくということが、大変重要なことだと思います。市町村長

が申立をできるということで、そういった方への支援の手が差し伸べられると思うんですけれども、先ほど申立に関しましては四親等までという町長の答弁もございました。その点です、お伺いをいたしますけれども、厚生労働省は老人福祉法第32条などにに基づき市町村長による後見等の開始の審判請求については、高齢者等の四親等以内の親族の有無を確認した上で申立を行う、こういったように手続きの例示をしてきましたが、しかし四親等以内の親族の有無確認の作業というのか、大変煩雑であるということも要因となりまして、市町村が申立が十分に活用できない、活用されていないという状況にありました。

このためです、市町村の申立の手続きを市町村申立にあたっては、市町村長は予め二親等以内の親族を確認することというふうに見直しをなされました。これは2005年7月29日に厚生労働省老健局計画課長の通知ということでございますけれども、こういった通知も来ていると思いますので、町長が申立人となってなる場合にですね、二親等の確認をすればいいということであると思いますので、この点はいかなのかお伺いをいたします。

○議長（大西慶治君） 町長。

○町長（尾上武義君） お話されましたように、2005年7月29日に厚生労働省から通知が来ております。それは従来の四親等以内、市町村長の申立にあたってはということで、従来の四親等以内の親族の有無の確認作業を二親等以内とする新通知が出たと、こういうことでございます。さっそくこの制度の構築をしていきたいというふうに思っております、その際に二親等ということで、二親等以内ということで対応してまいりたいなと、こう思っているところでございます。近々早ければこの9月補正ぐらい対応できるのではないかなと、こう思っておりますけれども、そのような手配で進めてまいりたいというふうに思っております。

（「終わります」と呼ぶ声あり）

○議長（大西慶治君） 堀江洋子議員の一般質問が終了しました。

(午後 2 時 4 3 分散会)